

前橋市監査委員公表第4号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年5月8日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

# 水道局工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年3月27日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：水道整備課】</p> <p><b>1 電子納品ガイドライン【土木工事編】の適切な運用について（要望事項）</b></p> <p>水道施設等耐震化事業 配水幹線布設替工事（国老第3号）ほか6工事において、工事写真を電子媒体として提出するに当たり、下記の事項が見受けられたことから、電子納品ガイドライン【土木工事編】の運用方法について適切に理解するとともに、対象工事における特記仕様書の記載方法について所管する契約監理課と打ち合わせを行い適切な運用を図られたい。</p> <p>(1) 上水道工事（管径350mm以下の管工事を除く）の電子納品対象工事について 特記仕様書に電子納品の対象工事であることを明示すべきところ、水道工事標準仕様書に記載していることから、明示されていなかった。また、電子納品ガイドラインに基づく、事前協議、電子媒体納品書、チェック結果及び電子データの内容確認の全部、若しくはその一部について協議、提出又は確認されないまま受理していた。</p> <p>(2) 上水道工事（管径350mm以下の管工事）の電子納品対象外工事について 水道工事写真管理要領において、電子納品対象外工事であっても工事写真を電子媒体として提出する場合は、電子納品ガイドライン及び群馬県土木工事写真管理要領に従うことと記載しているにもかかわらず、同ガイドラインに基づく、事前協議、電子媒体納品書、チェック結果及び電子データの内容確認の全部について協議、提出並びに確認されないまま受理していた。</p>	<p>(1) 上水道工事（管径350mm以下の管工事を除く）の電子納品対象工事については、下記のとおり特記仕様書に記載することとした。</p> <p>「本工事は、電子納品対象工事である。 電子納品ガイドライン【土木工事編】に基づき、着手時に事前協議を行い、協議結果に合わせ成果品と電子媒体納品書等を提出すること。」</p> <p>なお、工事写真が電子媒体によらない場合は、事前協議を行い、群馬県土木工事写真管理要領による工事写真帳と原本を各1部提出すること。」</p> <p>また、発注者は、電子納品ガイドラインに基づき事前協議を行い、電子媒体納品書等を受領し、電子データの内容確認時にチェックシートを使用することを確認した。</p> <p>(2) 上水道工事（管径350mm以下の管工事）の電子納品対象外工事については、下記のとおり特記仕様書に記載することとした。</p> <p>「本工事は、電子納品対象外工事である。工事写真の提出について監督員と打合せを行うこと。工事写真が電子媒体によらない場合は、群馬県土木工事写真管理要領による工事写真帳と原本を各1部提出すること。」</p> <p>なお、工事写真等を電子納品する場合は、電子納品ガイドライン【土木工事編】に基づいた、事前協議を行い、協議結果に合わせ成果品と電子媒体納品書等を提出すること。」</p> <p>また、発注者は、電子納品により成果品を受領する場合は事前協議を行い、電子媒体納品書等を受領し、電子データの内容確認時にチェックシートを使用することを確認した。</p>

# 都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年3月23日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：市街地整備課】</p> <p>1 高所からの墜落防止措置等について（指摘事項）</p> <p>防災・安全交付金（街路）橋梁上下部工工事（市整第1号）において、橋台を施工するため現況地盤から深さ約3.7mまで掘削したものであるが、労働安全衛生規則の規定に適合する高所からの墜落防止措置等の対策がされていなかった。また、現況地盤から掘削地盤まで、はしごを設置したものであるが、はしごの上端が作業床から60cm以上突出していなかった。</p> <p>労働安全衛生規則第519条及び第552条では、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、高さ85cm以上の手すりを設けなければならないと規定され、また、労働安全衛生規則第556条第5項では、はしごの上端を床から60cm以上突出させることと規定されていることから、受注者に対する安全管理の指導徹底を図るよう改善されたい。</p>	<p>高所からの墜落防止措置等については、現場実査において指摘を受けた後、速やかに労働安全衛生規則を基に、開口部には手すり及び幅木を設置し、はしごに関しては、手すり付きの階段を設置することとして改善した。</p> <p>今後も発注する各現場において、労働者の安全確保を第一に受注者に対して安全管理の指導徹底を図っていききたい。</p>